

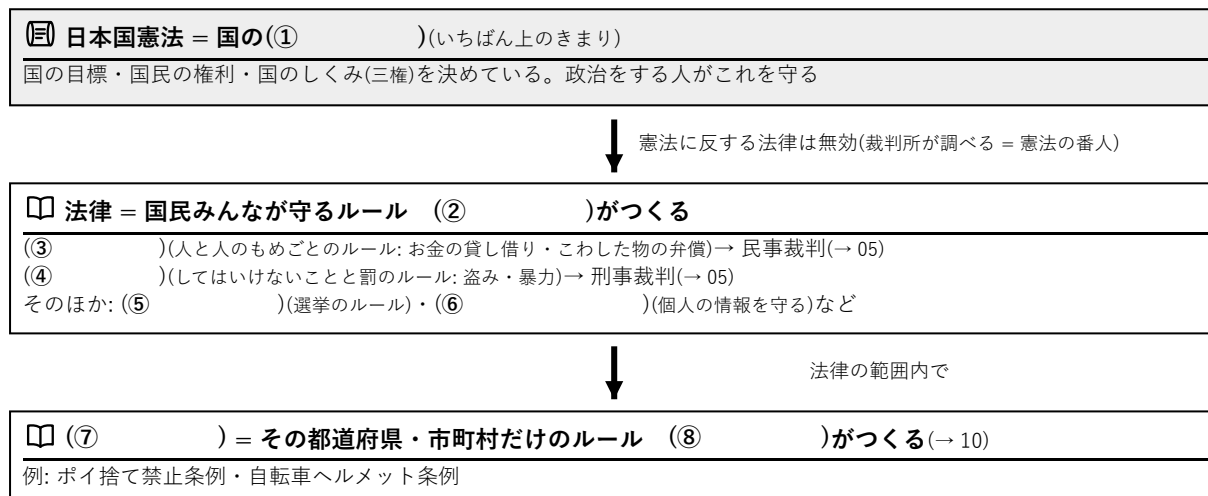


## 公民 01 日本国憲法の基本

名前 \_\_\_\_\_

- **全体像では** 全体像(00)の いちばん下の分厚い「土台」を くわしく見る。国の機関も国民も、この上に立っている。
- **ひとことで** 憲法 = 国のいちばん上の約束。国の目標と「国がしてよいこと・してはいけないこと」の大もと。守るのは政治をする人(国会・内閣・裁判所)。
- **たとえば** 学校の目標(校訓)。「みんなが安心して学べる学校にする」のように、いちばん上にあって、ほかのきまり(校則)はこれに反してはいけない。
- **法律との違い** 法律 = 国民みんなが守るルール(校則のイメージ)。国会が、憲法の範囲内でつくる。

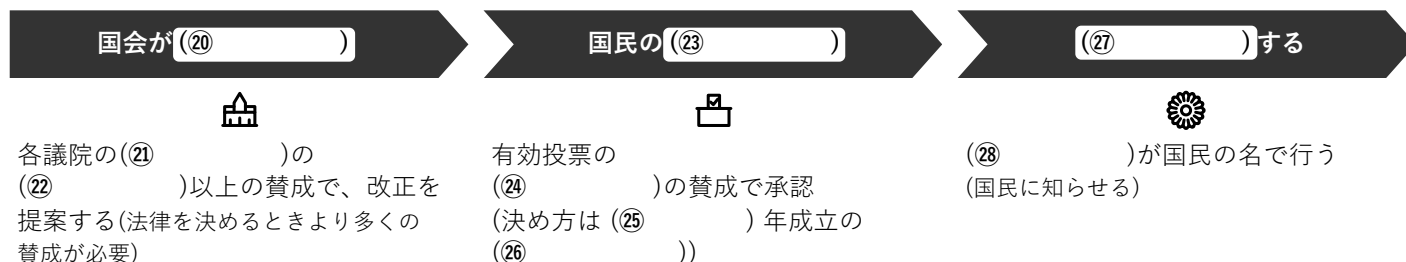
### 【憲法 → 法律 → 条例】 きまりの階段



### 【日本国憲法の(⑨) 国の 3 つの目標

|                                    |                                                                                   |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 人 (⑩)<br>(国のことは国民が決める)             | 国の政治のあり方を決める最高の権力((⑪))は国民にある<br>前文に(⑫)主義の考え → アメリカ大統領(⑬)の「人民の、<br>人民による、人民のための政治」 |
| ⑭ (⑭) の尊重<br>(人が生まれつき持つ<br>権利を大切に) | 「侵すことのできない永久の権利」<br>(⑮) (みんなの利益)に反しない限り、尊重される                                     |
| 心 (⑯) 主義<br>(戦争をしない)               | 「戦争をしない」「戦力を持たない」(第(⑰)条)<br>(⑱) は「戦力に当たるのではないか」という意見もある                           |

### 【憲法改正の流れ】 憲法第(⑲) 条 法律より変えにくい(国民が直接決める)





公民 01 日本国憲法の基本 (つづき)

名前 \_\_\_\_\_

【比較】 日本国憲法 と (1) 憲法

| 観点        | 日本国憲法                                                                    | (1) 憲法(明治憲法)                                     |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ちがいをひとことで | 国民が主役。国民が決めた憲法で、国民の権利を守る                                                 | 天皇が主役。天皇が国民にあたえた憲法                               |
| 成立        | (1) 憲法が改正され、(2) 議会の承認を経て成立<br>(3) (4) →<br>いまの(5)<br>(6) (7) →<br>いまの(8) | (9)<br>(10) → いまの<br>(11)<br>(12) (ドイツ)の憲法を手本に作成 |
| 種類        | (13) 憲法(国民が定めた憲法)                                                        | (14) 憲法(天皇が定めた憲法)                                |
| 構成        | (15)<br>(憲法がつくられた決意を示した文)+<br>(16) 章 (17) 条                              | —                                                |
| 天皇        | 日本国および日本国民統合の(18) (シンボル。政治は決めない)                                         | 君主の権力を強く定めた(天皇が国を治める)                            |
| 主権        | (19)                                                                     | (20)                                             |
| 人権        | (21) を最大限尊重する                                                            | (22) の範囲内で認める(法律で制限できた)                          |
| 軍隊        | (23) 主義 → 戦争・武力の(24)、戦力の(25)、交戦権の(26) (第(27) 条)                          | —(軍隊があった)                                        |
| 義務        | 国民の三大義務<br>(28) の義務・<br>(29) を受けさせる義務・<br>(30) の義務(働くこと)                 | (31) (軍隊に入る)・<br>(28) の義務                        |

【憲法のことば】

|                                                   |         |
|---------------------------------------------------|---------|
| 憲法・法律などを、国民に正式に知らせること<br>(「こう決まりました」とみんなに発表する)    | (3)     |
| 憲法・法律などを、実際に使い始めること(この日から効き目が出る)                  | (6)     |
| 憲法の本文の前に置かれた、憲法の趣旨や原則(なぜこの憲法をつくったか)を示した文          | (15)    |
| 国民が政治に参加し、国民の意思を政治に反映させるという考え方                    | (32) 主義 |
| 天皇が、内閣の助言と承認にもとづいて行う、形式的・儀礼的な仕事(→ 06)             | (33)    |
| みんなの利益。人権はこれに反しない限り尊重される(自分の自由でも、みんなに迷惑をかけてはいけない) | (34)    |

漢字で書けるものは漢字で書く



## 公民 01 日本国憲法の基本 解答

名前 \_\_\_\_\_

- **全体像では** 全体像(00)の いちばん下の分厚い「土台」を くわしく見る。国の機関も国民も、この上に立っている。
- **ひとことで** 憲法 = 国のいちばん上の約束。国の目標と「国がしてよいこと・してはいけないこと」の大もと。守るのは政治をする人(国会・内閣・裁判所)。
- **たとえば** 学校の目標(校訓)。「みんなが安心して学べる学校にする」のように、いちばん上であって、ほかのきまり(校則)はこれに反してはいけない。
- **法律との違い** 法律 = 国民みんなが守るルール(校則のイメージ)。国会が、憲法の範囲内でつくる。

### 【憲法 → 法律 → 条例】 きまりの階段

日本国憲法 = 国の(① **最高法規**) (いちばん上のきまり)

国の目標・国民の権利・国のしくみ(三権)を決めている。政治をする人がこれを守る

↓ 憲法に反する法律は無効(裁判所が調べる = 憲法の番人)

法律 = 国民みんなが守るルール (② **国会**) がつくる

(③ **民法**) (人とのもめごとのルール: お金の貸し借り・こわした物の弁償) → 民事裁判(→ 05)

(④ **刑法**) (してはいけないことと罰のルール: 盗み・暴力) → 刑事裁判(→ 05)

そのほか: (⑤ **公職選挙法**) (選挙のルール)・(⑥ **個人情報保護法**) (個人の情報を守る) など

↓ 法律の範囲内で

(⑦ **条例**) = その都道府県・市町村だけのルール (⑧ **地方議会**) がつくる (→ 10)

例: ポイ捨て禁止条例・自転車ヘルメット条例

### 【日本国憲法の(⑨ **三大原則**)】 国の 3 つの目標

|                                                  |                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 👤 (⑩ <b>国民主権</b> )<br>(国のことは国民が決める)              | 国の政治のあり方を決める最高の権力((⑪ <b>主権</b> ))は国民にある<br>前文に(⑫ <b>民主</b> )主義の考え → アメリカ大統領(⑬ <b>リンカーン</b> )の「人民の、<br>人民による、人民のための政治」 |
| ⚖️ (⑭ <b>基本的人権</b> )の尊重<br>(人が生まれつき持つ<br>権利を大切に) | 「侵すことのできない永久の権利」<br>(⑮ <b>公共の福祉</b> ) (みんなの利益)に反しない限り、尊重される                                                           |
| ☮️ (⑯ <b>平和</b> )主義<br>(戦争をしない)                  | 「戦争をしない」「戦力を持たない」(第(⑰ <b>9</b> )条)<br>(⑱ <b>自衛隊</b> )は「戦力に当たるのではないか」という意見もある                                          |

### 【憲法改正の流れ】 憲法第(⑲ **96**)条 法律より変えにくい(国民が直接決める)





【比較】 日本国憲法 と (① 大日本帝国 ) 憲法

| 観点        | 日本国憲法                                                                                                                     | (① 大日本帝国 ) 憲法(明治憲法)                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ちがいをひとことで | 国民が主役。国民が決めた憲法で、国民の権利を守る                                                                                                  | 天皇が主役。天皇が国民にあたえた憲法                                                      |
| 成立        | (① 大日本帝国 ) 憲法が改正され、(② 帝国 ) 議会の承認を経て成立<br>(③ 公布 ) (④ 1946年11月3日 ) → いまの(⑤ 文化の日 )<br>(⑥ 施行 ) (⑦ 1947年5月3日 ) → いまの(⑧ 憲法記念日 ) | (⑨ 発布 )<br>(⑩ 1889年2月11日 ) → いまの(⑪ 建国記念の日 )<br>(⑫ プロイセン )(ドイツ)の憲法を手本に作成 |
| 種類        | (⑬ 民定 ) 憲法(国民が定めた憲法)                                                                                                      | (⑭ 欽定 ) 憲法(天皇が定めた憲法)                                                    |
| 構成        | (⑮ 前文 )<br>(憲法がつくられた決意を示した文)+<br>(⑯ 11 ) 章 (⑰ 103 ) 条                                                                     | —                                                                       |
| 天皇        | 日本国および日本国民統合の(⑱ 象徴 )(シンボル。政治は決めない)                                                                                        | 君主の権力を強く定めた(天皇が国を治める)                                                   |
| 主権        | (⑲ 国民 )                                                                                                                   | (⑳ 天皇 )                                                                 |
| 人権        | (㉑ 基本的人権 )を最大限尊重する                                                                                                        | (㉒ 法律 )の範囲内で認める(法律で制限できた)                                               |
| 軍隊        | (㉓ 平和 )主義 → 戦争・武力の(㉔ 放棄 )、戦力の(㉕ 不保持 )、交戦権の(㉖ 否認 )<br>(第(㉗ 9 )条)                                                           | —(軍隊があった)                                                               |
| 義務        | 国民の三大義務<br>(㉘ 納税 )の義務・<br>(㉙ 教育 )を受けさせる義務・<br>(㉚ 勤労 )の義務(働くこと)                                                            | (㉛ 兵役 )(軍隊に入る)・<br>(㉜ 納税 )の義務                                           |

【憲法のことば】

|                                                   |            |
|---------------------------------------------------|------------|
| 憲法・法律などを、国民に正式に知らせること<br>(「こう決まりました」とみんなに発表する)    | (③ 公布 )    |
| 憲法・法律などを、実際に使い始めること(この日から効き目が出る)                  | (⑥ 施行 )    |
| 憲法の本文の前に置かれた、憲法の趣旨や原則(なぜこの憲法をつくったか)を示した文          | (⑮ 前文 )    |
| 国民が政治に参加し、国民の意思を政治に反映させるという考え方                    | (⑳ 民主 )主義  |
| 天皇が、内閣の助言と承認にもとづいて行う、形式的・儀礼的な仕事(→ 06)             | (㉓ 国事行為 )  |
| みんなの利益。人権はこれに反しない限り尊重される(自分の自由でも、みんなに迷惑をかけてはいけない) | (㉔ 公共の福祉 ) |